三菱電機株式会社の役員・従業員およびご家族の皆さまへ

医療保険プランのご案内

（傷害補償（MS&AD型）特約・疾病補償特約・
交通事故危険のみ補償特約セット団体総合生活補償保険）

2027年版 保存版

安心「日帰り入院から補償」で安心！

わずか 保険料月々 510円～※
※A1タイプ（60日型）、40才の場合

安心「長期入院」最長365日 保険料月々 600円！
※C1タイプ（365日型）、40才の場合

個人でご加入いただくより保険料が割安です！ 団体割引30%適用

年に一度のお申し込みの機会です！

重要事項のご説明などはウェブサイトにてご案内いたします。
詳細はパンフレット裏表紙をご確認ください。

申込締切日：2026年10月2日（金）

保険期間（ご契約期間）：2027年1月1日 午後4時より1年間

保険料払込方法：2027年3月給与より控除開始（月払）

加入申込票提出先：最寄りのMEIS保険サービス株式会社

お申し込み方法

加入申込票に必要事項をご記入いただき、ご署名のうえ10月2日（金）までに最寄りのMEIS保険サービス株式会社までご提出ください。

★新規加入をご希望の方は、最寄りのMEIS保険サービス株式会社までご連絡ください。必要書類を送付いたします。
★継続加入の方で特にお申し出の無い場合は、前年度と同一タイプにて自動継続扱とさせていただきますので、加入申込票のご提出は不要です。

※補償内容を変更される場合は、加入申込票に変更後の内容をご記入・ご署名のうえ、ご提出ください。
（A1タイプ（60日型）→C1タイプ（365日型）への変更、特定疾病補償対象外条件の削除を希望する方は、健康状態の再告知が必要です。）
※継続を中止される場合は、「継続しない」に○をし、ご署名のうえ、加入申込票をご提出ください。
※現在ご加入の方でご継続の場合は、保険始期日時点の被保険者の年令群により保険料が変更となる場合がございますので、ご注意ください。

三菱電機株式会社 人財・カルチャー変革統括部 人事総務部 労政福祉グループ

あいおいニッセイ同和損保の医療保険プランなら団体割引30％

医療費の準備はされていますか？

例えば…

こんなときに！

- 安心できる補償を確保したいけど保険料はおさえたい！
- 生命保険ご加入の方に上乗せ補償でさらなる安心を！
- お子さまなどの医療補償を考え始めた方に！

1 日帰り入院から

重い病気はもちろん、身近な
1回の入院で60日（A1タイ
まで補償されるので長期入院も
害補償100万円がセットされ

2 精神の病気も

薬物・アルコール依存等を除い

3 0才から ご加入

保険始期日時点（2027年1月1

4 医師の診査は不要、

5 団体契約のため、

団体割引30％、大口契約割
るよりも割安な保険料です。

補　償　内　容

疾病補償部分

入　院

＜疾病入院保険金＞

このようなときお支払いします

病気　病気の治療のため入院したとき

1日につき　5,000 円　を補償
（支払対象期間:1,095日）

ポ　イ　ン　ト

病気　日帰り入院から補償
長期入院も安心

1回の入院につき（支払限度日数）
＜A1タイプ（60日型）＞
最大 60日まで
＜C1タイプ（365日型）＞
最大 365日まで

※日帰り入院については、健康保険上の扱いで判断します。病院で入院の手続きを行うと健康保険上入院扱となります。
※免責期間は0日です。

手　術

＜疾病手術保険金＞
＜疾病放射線治療保険金＞

病気　病気の治療のため所定の手術・放射線治療を受けたとき

・入院中の手術…疾病入院保険金日額の10倍
・上記以外の手術…疾病入院保険金日額の5倍
・放射線治療…疾病入院保険金日額の10倍

病気　日帰り手術も補償

何度でも

※手術・放射線治療を複数回受けた場合等についてはお支払いの限度があります。

交通事故傷害補償部分

死亡・後遺障害

＜傷害死亡保険金＞
＜傷害後遺障害保険金＞

死亡　交通事故等により亡くなったとき

後遺障害　交通事故等により約款所定の後遺障害が発生したとき

死亡　傷害死亡・後遺障害保険金額の全額
100万円

後遺障害　後遺障害の程度に応じて、傷害死亡・後遺障害保険金額の4～100%

※傷害死亡保険金と傷害後遺障害保険金は保険期間を通じ、合算して傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。

●保険期間の開始時（継続契約の場合は継続されてきた最初の保険期間の開始時）より前に発病した病気（注）については、保険金をお支払いできません。
※上記の取扱いは、「ご契約時に正しく告知して契約された場合」または「ご契約時に自覚症状がない病気等であっても、それが保険期間の開始時よりも前に被ったものである場合」であっても適用されますのでご注意ください。ただし、保険期間の開始時からその日を含めて365日を経過した後に病気により入院を開始した等の場合には、保険金をお支払いできることがあります。
（注）その病気と医学上因果関係がある病気を含みます。医学上因果関係がある病気とは、医学上重要な関係にある一連の病気をいい、病名を異にする場合であってもこれを同一の病気として取り扱います。
●補償内容および保険金をお支払いできない主な場合については、「お支払いする保険金のご説明」をご確認ください。

適用。病気入院・手術に補償を絞った割安な保険料を実現!

あいおいニッセイ同和損保の医療保険プランなら!

補償!もちろん長期入院も安心!

病気での短期入院もしっかり補償を受けることができます。
プ（60日型）の場合）、365日（C1タイプ（365日型）の場合）
安心です。また交通事故等によるケガでの傷害死亡・後遺障
ているので、万が一のときにも役立ちます。

補償!

た精神の病気も補償されます。

OK!

日時点）で0才（生後15日以上）からご加入できます。

健康状態告知のみでご加入できます!

個人加入より割安です!

引10%（傷害のみ）を適用していますので、個人でご加入され

肺炎で30日間入院した場合

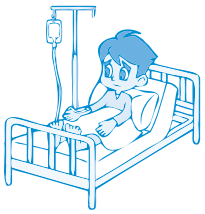

受取総額
150,000円

疾病入院保険金……　15万円
（日額5,000円×30日）

脳卒中で120日間入院、手術した場合※
（※C1タイプ（365日型）加入で、入院中の手術の場合）

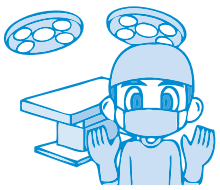

受取総額
650,000円

疾病入院保険金……　60万円
（日額5,000円×120日）
疾病手術保険金……　5万円

月　払　保　険　料

（注1）年令は、2027年1月1日時点の満年令となります。更新時には、保険始期日時点の被保険者の年令群により、保険料が変更となる場合があります。
（注2）記載の保険料は、被保険者（本人）が10,000名以上（団体割引30%、大口契約割引10%（傷害のみ）適用）にて計算しております。
（注3）A1、C1の各タイプとも1口の加入となります。

〔交通事故危険のみ補償特約・特定精神障害補償特約セット〕〔疾病入院保険金支払限度日数:60日（A1タイプ）、365日（C1タイプ）・疾病入院保険金支払対象期間:1,095日・免責期間0日〕

タイプ		A１タイプ（60日型）	C１タイプ（365日型）
疾病入院保険金日額		1日につき　5,000円	1日につき　5,000円
疾病手術保険金		・入院中の手術…疾病入院保険金日額の10倍 ・上記以外の手術…疾病入院保険金日額の5倍	・入院中の手術…疾病入院保険金日額の10倍 ・上記以外の手術…疾病入院保険金日額の5倍
疾病放射線治療保険金		疾病入院保険金日額の10倍	
傷害死亡・後遺障害保険金		死亡:傷害死亡・後遺障害保険金額（100万円）の全額 後遺障害:後遺障害の程度に応じて 傷害死亡・後遺障害保険金額の4～100%	死亡:傷害死亡・後遺障害保険金額（100万円）の全額 後遺障害:後遺障害の程度に応じて 傷害死亡・後遺障害保険金額の4～100%
2027年1月1日時点の満年令	0(生後15日以上)～4才	780円	920円
	5～9才	270円	320円
	10～14才	230円	270円
	15～19才	200円	230円
	20～24才	260円	300円
	25～29才	380円	450円
	30～34才	480円	570円
	35～39才	510円	600円
	40～44才	510円	600円
	45～49才	630円	750円
	50～54才	910円	1,070円
	55～59才	1,290円	1,520円
	60～64才	1,910円	2,260円
	65～69才	2,710円	3,210円
	70～74才	4,260円	5,040円
	75～79才	6,930円	8,200円

税法上の取扱い（2026年4月現在）

払い込みいただいた保険料のうち、所定の金額については、税法上の生命保険料控除（介護医療保険料控除）の対象となります。
詳細は、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

医療保険プラン（傷害補償（MS&AD型）特約・疾病補償特約・交通事故危険のみ補償特約セット団体総合生活補償保険）の主な補償内容

ご加入できる方（加入資格）　ご家族の方もご加入いただけます！

① 役員・従業員本人、役員・従業員本人の配偶者・子ども・両親・兄弟姉妹、役員・従業員本人と同居している親族
② ２０２７年1月1日（保険始期日）時点の満年令が，生後１５日以上満６９才（継続の方は満７９才）以下の方
※ 新規加入者および補償内容を拡大するタイプに変更される方には「健康状態の告知」をいただきます。（60日型→365日型への変更、特定疾病補償対象外条件の削除）

お支払いする保険金のご説明【団体総合生活補償保険】＜MS&AD型＞　傷害＋疾病

団体総合生活補償保険の普通保険約款、主な特約の補償内容および保険金をお支払いできない主な場合をご説明します。詳しくは、ご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご参照ください。

ケガに関する補償

■被保険者の範囲

ケガに関する補償の被保険者は、保険証券に被保険者として記載されたご本人となります。

■傷害補償（MS&AD型）特約の補償内容

1．被保険者が被った次の傷害（「ケガ※1」といいます）に対して保険金をお支払いします。

「交通事故危険のみ補償特約」セット	次のいずれかのケガ a．運行中の交通乗用具※2に搭乗していない被保険者が、運行中の交通乗用具との衝突、接触等の交通事故または運行中の交通乗用具の衝突、接触、火災、爆発等の交通事故によって被ったケガ b．運行中の交通乗用具の正規の搭乗装置もしくはその装置のある室内に搭乗している被保険者または乗客として改札口を有する交通乗用具の乗降場構内（改札口の内側）にいる被保険者が、急激かつ偶然な外来の事故によって被ったケガ c．道路通行中の被保険者が、作業機械としてのみ使用されている工作用自動車との衝突、接触等または作業機械としてのみ使用されている工作用自動車の衝突、接触、火災、爆発等の事故によって被ったケガ d．交通乗用具の火災によって被ったケガ

※1 ケガには、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に発生する中毒症状を含みます。
※2 交通乗用具とは、電車、自動車、原動機付自転車、自転車、航空機、船舶などをいいます。

2．傷害補償（MS&AD型）特約の補償内容は次のとおりです。

（注）既に存在していた身体の障害または病気の影響などによりケガ等の程度が大きくなった場合は、その影響がなかった場合に相当する金額をお支払いします。
（注）「保険金をお支払いする場合」において、治療とは医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。
（注）「保険金をお支払いできない主な場合」において、「自動車等」とは、自動車または原動機付自転車をいいます。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
傷害死亡保険金	事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合	傷害死亡・後遺障害保険金額の全額 ※保険期間中に、既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合、傷害死亡・後遺障害保険金額からその額を差し引いてお支払いします。	(1)次のいずれかによるケガについては、保険金をお支払いできません。 ①保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 ②被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為 ③被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故 ア．法令に定められた運転資格を持たないで自動車等を運転している間 イ．道路交通法第65条第１項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間 ウ．麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、指定薬物※1等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間 ④被保険者の脳疾患、病気または心神喪失 ⑤被保険者の妊娠、出産、早産または流産 ⑥保険金をお支払いすべきケガの治療以外の被保険者に対する外科的手術その他の医療処置 ⑦被保険者に対する刑の執行 ⑧戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※2 ⑨地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ⑩核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故 ⑪上記⑩以外の放射線照射または放射能汚染　など (2)次のいずれかの場合についても保険金をお支払いできません。 ①原因がいかなるときでも、むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの※3 ②入浴中の溺水※4。ただし、保険金をお支払いすべきケガによる場合は保険金をお支払いします。 ③原因がいかなるときでも、誤嚥※5によって発生した肺炎 ④細菌性食中毒・ウイルス性食中毒 ※1 指定薬物とは、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第15項に定める指定薬物をいいます。
傷害後遺障害保険金	事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に約款所定の後遺障害が発生した場合 ※事故の発生の日からその日を含めて180日を超えて治療中である場合は、181日目における医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定します。	傷害死亡・後遺障害保険金額 × 約款所定の保険金支払割合（４%～100%） ※保険期間を通じ、合算して傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
			※2 テロ行為によって発生したケガに関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。 ※3 被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。 ※4 溺水とは、水を吸引したことによる窒息をいいます。 ※5 誤嚥とは、食物、吐物、唾液等が誤って気管内に入ることをいいます。 (3)次のいずれかによって発生したケガについては、保険金をお支払いできません。 ①被保険者が次のいずれかに該当する間の事故 ア．交通乗用具を用いて競技等(*)をしている間（ウ．に該当しない「交通乗用具のうち軌道を有しない陸上の乗用具を用いて道路上で競技等(*)をしている間」を除きます） イ．交通乗用具を用いて競技等(*)を行うことを目的とする場所において、競技等(*)に準ずる方法・態様により交通乗用具を使用している間（ウ．に該当しない「道路上で競技等(*)に準ずる方法・態様により、交通乗用具のうち軌道を有しない陸上の乗用具を使用している間」を除きます） ウ．法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、交通乗用具のうち軌道を有しない陸上の乗用具を用いて競技等(*)をしている間または競技等(*)に準ずる方法・態様により交通乗用具のうち軌道を有しない陸上の乗用具を使用している間 ②船舶に搭乗することを職務とする被保険者（養成所の職員・生徒である場合を含みます）が、職務または実習のために船舶に搭乗している間の事故 ③「航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機」以外の航空機を被保険者が操縦している間の事故またはその航空機に搭乗することを職務とする被保険者が職務上搭乗している間の事故 ④被保険者が、グライダー、飛行船、超軽量動力機、ジャイロプレーンに搭乗している間の事故 ⑤被保険者が職務として、荷物などの交通乗用具への積込み作業、交通乗用具からの積卸し作業、または交通乗用具上での整理作業をしている間の、その作業に直接起因する事故 ⑥被保険者が職務として、交通乗用具の修理、点検、整備または清掃の作業をしている間の、その作業に直接起因する事故 など (*)競技等とは、競技、競争、興行（これらのための練習を含みます）、訓練（自動車等の運転資格を取得するための訓練を含みません）または試運転（性能試験を目的とする運転もしくは操縦）をいいます。

疾病に関する補償

■疾病補償特約の補償内容

1．被保険者が疾病（病気といいます）を発病し、その直接の結果として保険期間中に入院を開始した場合または手術や放射線治療を受けた場合に保険金をお支払いします。

2．被保険者は保険証券に被保険者として記載された方となります。

（注）「保険金をお支払いする場合」において、治療とは医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
疾病入院保険金	発病した病気の治療を目的として入院し、その入院が疾病入院保険金の免責期間※を超えて継続した場合 ※入院を開始した日からその日を含めて保険証券記載の免責期間が満了するまでの期間をいいます。	**疾病入院保険金日額** × **入院日数** ※疾病入院保険金の免責期間が満了した日の翌日からその日を含めて疾病入院保険金の支払対象期間内の入院を対象とし、1回の入院につき、保険証券記載の疾病入院保険金の支払限度日数が限度となります。 ※退院した日からその日を含めて180日以内に再入院した場合は、前の入院とあわせて1回の入院となり、疾病入院保険金の支払対象期間の起算日は最初の入院の免責期間の満了日の翌日となります。	(1)保険期間の開始時（継続契約の場合は継続されてきた最初の保険期間の開始時）より前に発病した病気※1については保険金をお支払いできません。※2 (2)次のいずれかにより発病した病気に対しては保険金をお支払いできません。 ①保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 ②被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為 ③戦争、外国の武力行使、革命、内

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
疾病手術保険金	次のいずれかに該当した場合 ①疾病入院保険金をお支払いする場合に、被保険者が疾病手術保険金支払対象期間内に病院または診療所において、その病気の治療を直接の目的として手術を受けたとき ②上記①以外で、保険期間中に、被保険者が病院または診療所において、発病した病気の治療を直接の目的として手術を受けた場合 ※手術とは、次の診療行為をいいます。 ①公的医療保険制度において手術料の対象となる診療行為。ただし、次の診療行為は保険金お支払いの対象になりません。 ・創傷処理 ・皮膚切開術 ・デブリードマン ・骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術 ・抜歯手術 ・鼻焼灼術（鼻粘膜、下甲介粘膜） ・歯科診療固有の診療行為 ②先進医療（*1）に該当する診療行為（*2） （*1）手術を受けた時点において、厚生労働大臣が定める先進的な医療技術をいいます。また、先進医療ごとに定める施設基準に適合する病院等において行われるものに限りますので、対象となる手術、医療機関および適応症は限定されます。 （*2）治療を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限ります（診断、検査等を直接の目的とした診療行為および注射、点滴、薬剤投与（全身・局所）、放射線照射、温熱療法による診療行為を除きます）。	1回の手術について次の額をお支払いします。 ①疾病入院保険金のお支払いの有無にかかわらず入院中に受けた手術 **疾病入院保険金日額** × **10** ②上記①以外の手術 **疾病入院保険金日額** × **5** ※入院中とは、病気の治療のために入院している間をいいます。 ※手術を複数回受けた場合のお支払いの限度は以下のとおりとなります。 ・保険金お支払いの対象となる手術を同一の日に複数回受けた場合は、1回の手術に対してのみ保険金をお支払いします。なお、同一の日に①と②の両方に該当する手術を受けた場合は、①の手術を1回受けたものとします。 ・1回の手術を2日以上にわたって受けた場合または手術料が1日につき算定される手術を複数回受けた場合は、その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。 ・一連の治療過程で複数回実施しても手術料が1回のみ算定される区分番号の手術について、その区分番号の手術を複数回受けた場合は、2回目以降の手術が保険金をお支払いする同じ区分番号の手術を受けた日からその日を含めて14日以内に受けたものであるときは、保険金をお支払いしません(*)。 （*）体外衝撃波胆石破砕術の例 ○手術（10月1日）　×手術（10月10日）　○手術（10月25日） ・10月10日の手術は、10月1日の手術から14日以内のため、保険金をお支払いしません。 ・10月25日の手術は、10月1日の手術から14日経過後のため、保険金をお支払いします。	乱等の事変または暴動※3※4 ④核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故※4 ⑤上記④以外の放射線照射または放射能汚染※4 ⑥治療を目的として医師が使用した場合以外における被保険者の麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、指定薬物※5等の使用 (3)むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの※6に対しては保険金をお支払いできません。 (4)次のいずれかによる病気に対しては保険金をお支払いできません。 ①被保険者が被った精神障害を原因として発病した病気※7 ②被保険者の妊娠または出産。ただし、異常妊娠、異常分娩または産褥期の異常を含みません。 (5)特定疾病補償対象外の条件でのお引受けとなり「特定疾病等対象外特約」がセットされている場合、保険証券記載の病気に対しては保険金をお支払いできません。 など ※1 その病気と医学上因果関係がある病気を含みます。 ※2 継続契約においては、病気※1を発病した時が、その病気による入院を開始した日から保険契約の継続する期間を遡及して365日以前である場合は、その病気は、保険期間の開始時以降に発病したものとして保険金お支払いの対象となります。 ※3 テロ行為によって発生した病気に関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。 ※4 この事由によって病気を発病した被保険者の数が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと引受保険会社が認めた場合は、保険金の全額または一部を支払うことがあります。 ※5 指定薬物とは、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第15項に定める指定薬物をいいます。 ※6 被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。 ※7 自動セットされる「特定精神障害補償特約」により、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目(*)中のF00からF09までまたはF20からF99までに該当する精神障害を原因として発病した病気に対しては、保険金お支払いの対象となります。 (*) 分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年度版)準拠」によります。
疾病放射線治療保険金	次のいずれかに該当した場合 ①疾病入院保険金をお支払いする場合に、被保険者が疾病放射線治療保険金支払対象期間内に病院または診療所において、その病気の治療を直接の目的として放射線治療を受けたとき ②上記①以外で、保険期間中に、被保険者が病院または診療所において、発病した病気の治療を直接の目的として放射線治療を受けた場合 ※放射線治療とは、次の診療行為をいいます。 ①公的医療保険制度において放射線治療料の対象となる診療行為 ②先進医療(*)に該当する放射線照射または温熱療法による診療行為 (*)放射線治療を受けた時点において、厚生労働大臣が定める先進的な医療技術をいいます。また、先進医療ごとに定める施設基準に適合する病院等において行われるものに限りますので、対象となる手術、医療機関および適応症は限定されます。	1回の放射線治療について次の額をお支払いします。 **疾病入院保険金日額** × **10** ※放射線治療を複数回受けた場合のお支払いの限度は以下のとおりとなります。 ・保険金お支払いの対象となる放射線治療を同一の日に複数回受けた場合、1回の放射線治療に対してのみ保険金をお支払いします。 ・保険金お支払いの対象となる放射線治療を複数回受けた場合、同一の診療行為について、2回目以降の放射線治療が保険金をお支払いする放射線治療を受けた日からその日を含めて60日以内に受けたものであるときは、保険金をお支払いしません。	

支払対象期間：疾病入院保険金をお支払いする対象の期間として保険証券記載の期間をいい、この期間内の入院についてのみ保険金をお支払いします。
疾病手術保険金支払対象期間：入院を開始した日からその日を含めて「疾病入院保険金の免責期間と支払対象期間の合計日数」に達するまでの期間をいいます。
疾病放射線治療保険金支払対象期間：入院を開始した日からその日を含めて「疾病入院保険金の免責期間と支払対象期間の合計日数」に達するまでの期間をいいます。

医療保険プラン（傷害補償（MS&AD 型）特約・疾病補償特約・交通事故危険のみ補償特約セット団体総合生活補償保険）のご加入にあたって

＜ご加入にあたって＞

●この保険は三菱電機株式会社を保険契約者とし、三菱電機株式会社の役員・従業員を加入者とする団体総合生活補償保険の団体契約です。

●団体総合生活補償保険のご契約のしおり（普通保険約款・特約）、保険証券は保険契約者（三菱電機株式会社）に交付されます。

＜自動継続について＞

・ご加入内容の変更または継続しない旨のお申し出のない限り、ご継続時満79才まで保険契約の満了する日と同一内容（※）で継続加入のお取扱いをいたします。この場合、継続後の保険料は、継続日現在の被保険者の年令および保険料率によって計算されます。

（※）傷害死亡保険金受取人は法定相続人となります。傷害死亡保険金受取人を指定される場合は、ご加入内容の変更となり、改めてお手続きが必要です。この場合、被保険者の同意確認のために書類の提出をお願いすることがあります。

（ご注意）保険金請求事故が多発した場合などについては、ご継続を中止させていただくことがあります。

＜告知について＞

●健康状態告知書質問事項の回答内容や加入申込票記載事項（年令・他保険加入状況・保険金請求歴等）等により、ご契約のお引受けをお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

●健康状態告知について、保険契約者または被保険者の故意または重大な過失により、回答がなかった場合や回答内容が事実と異なっている場合には、保険期間の開始時（注）から１年以内であれば、ご契約を解除することがあります。また、保険期間の開始時（注）から１年を経過していても、回答がなかった事実または回答内容と異なる事実に基づく保険金支払事由が、保険期間の開始時（注）から１年以内に発生していた場合には、ご契約を解除することがあります。（注）継続契約の場合は、継続されてきた最初の保険期間の開始時となります。

●他の保険契約等の有無については、危険に関する重要な事項の告知事項として加入申込票に記入していただきます。正しく記入していただけなかった場合には、ご契約を解除することがありますのでご注意ください。

＜万一、事故が起こった場合の手続き＞

●万一事故が起こった場合は、30 日以内に取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。ご連絡がない場合、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

●このパンフレットは概要を説明したものです。ご加入にあたっては必ず「重要事項のご説明　契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をご覧ください。また、詳しくは「ご契約のしおり（普通保険約款･特約）」をご用意していますので、取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問合わせください。

本保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申込みください。

【個人情報の取扱いについて】

本保険契約に関する個人情報は、引受保険会社が保険引受の審査、本保険契約の履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社グループ会社（海外にあるものを含む）が他の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。また、上記の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、一般社団法人日本損害保険協会、他の損害保険会社、再保険会社等（いずれも海外にあるものを含む）に提供することがあります。

ただし、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）については、保険業法施行規則（第53条の10）により、利用目的が限定されています。

詳細については、あいおいニッセイ同和損害保険㈱のホームページ（https://www.aioinissaydowa.co.jp/）をご覧ください。

医療保険プラン（傷害補償（MS&AD型）特約・疾病補償特約・交通事故危険のみ補償特約セット団体総合生活補償保険）加入申込票記入例

■新規加入、変更、脱退をされる方は、加入申込票に必要事項をご記入・ご署名のうえ、最寄りのMEIS保険サービス株式会社までご提出ください。
■告知事項は※印を付けています。これらの欄に事実を記載しなかったり、または事実と異なる記載をした場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。
なお、通知事項およびその取扱いについては重要事項のご説明をご確認ください。
■保険加入に関するお問合わせは、パンフレットに記載の取扱代理店または引受保険会社までお願いいたします。

■前年加入内容から変更がない場合、書類のご返送、ご提出は必要ありません。

電話番号、郵便番号、住所、申込人氏名、社員番号をご記入ください。（フリガナもお願いします）

該当する加入区分に○印をしてください。

（変更の場合）
変更内容をご記入のうえ「2 変更」に○印をし、フルネームでご署名ください。

（脱退の場合）
「4 継続しない」に○印をし、フルネームでご署名ください。
複数の被保険者がご加入いただいており、一部の方が脱退する場合は、「2 変更」に○印をし、フルネームでご署名ください。

●期日までに変更または脱退のお申し出のない場合、自動継続となります。

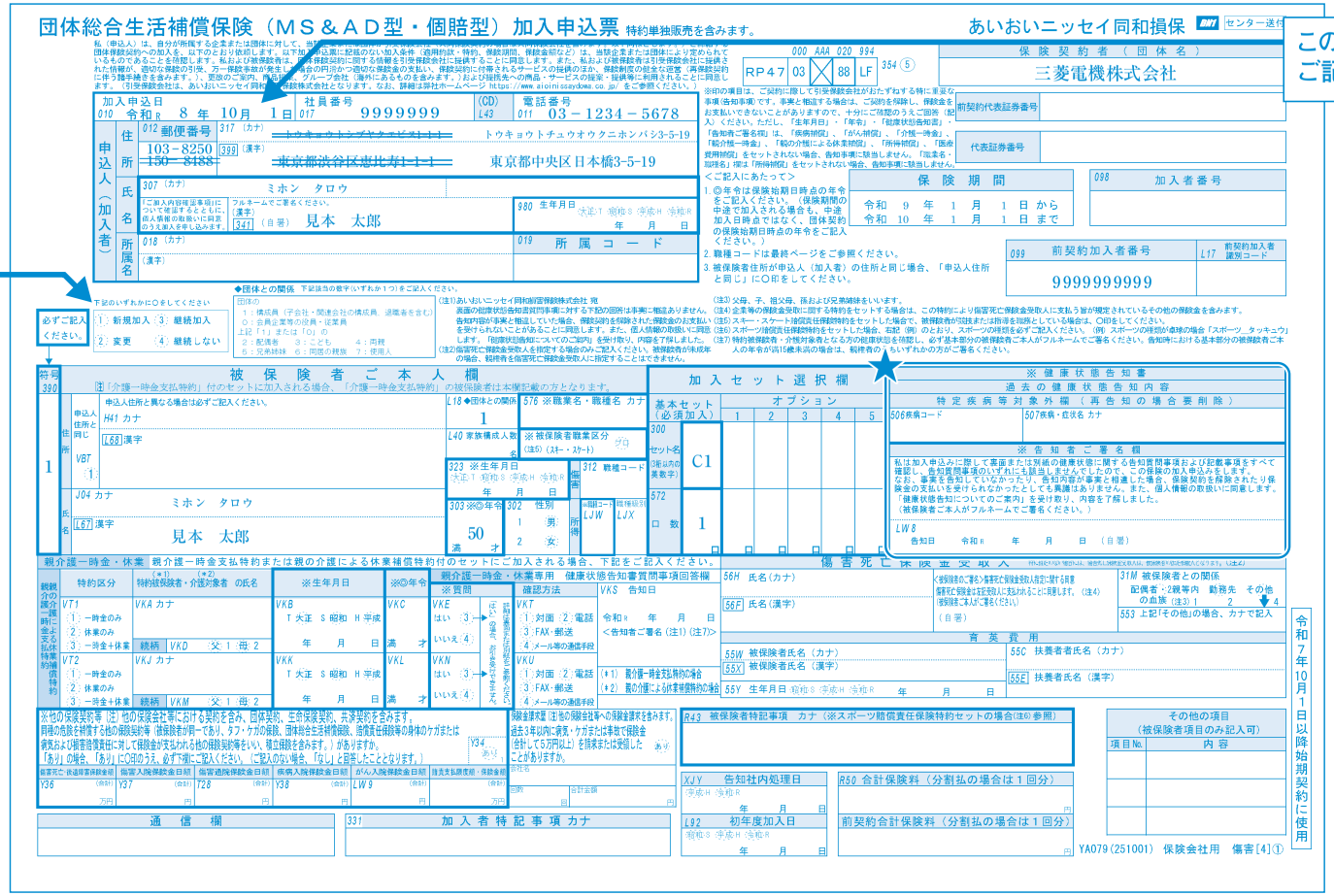
団体総合生活補償保険（ＭＳ＆ＡＤ型・個賠型）加入申込票 特約単独販売を含みます。
あいおいニッセイ同和損保
保険契約者（団体名）
三菱電機株式会社
加入申込日 令和8年10月1日
社員番号 9999999
電話番号 03−1234−5678
郵便番号 103−8250
東京都中央区日本橋3-5-19
見本 太郎
生年月日
所属コード
必ずご記入ください。
1 新規加入 3 継続加入
2 変更 4 継続しない
被保険者ご本人欄
加入セット選択欄
基本セット（必須加入） C1
オプション 1 2 3 4 5
口数 1
※健康状態告知
過去の健康状態告知内容
特定疾病等対象外欄（再告知の場合要削除）
※告知者ご署名欄
見本 太郎
傷害死亡・休院並定額入
育英費用
通信欄
加入者特記事項カナ
R43 被保険者特記事項 カナ（※スポーツ賠償責任保険特約セットの場合(注6)参照）
その他の項目（被保険者項目のみ記入可）
YA079（251001） 保険会社用 傷害[4]①
令和7年10月1日以降始期契約に使用

この「加入申込票」を記入した日をご記入ください。

「※印」がついている項目は「告知事項」となります。記入内容が事実と相違する場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので正しくご回答ください。

★（健康状態告知欄について）
新規加入または補償内容を拡大する場合、被保険者となる方の健康状態について、パンフレットの二次元コードから「健康状態告知についてのご案内」をご確認のうえ、ご記入、ご署名ください。

※「過去の健康状態告知内容」欄に印字がある場合
補償対象外となる疾病等は、再告知により対象外の条件を削除できる場合があります。詳細はパンフレットの二次元コードから「健康状態告知についてのご案内」をご参照ください。

（ご注意）
複数の被保険者のうち一部の方のみ変更（一部の方のみ脱退を含む）がある場合でも、全員分の加入申込票をご提出ください（変更しない方の加入申込票は追記いただかず、そのままご提出ください）。ご不明の場合、取扱代理店宛ご照会ください。

※上記の「団体総合生活補償保険（MS&AD型・個賠型）加入申込票」は記入要領用のものであり、実際に配布されたものと内容が異なることがあります。

Memo

Memo

Memo

こちらの重要事項のご説明を必ずご確認ください

詳しくは下記二次元コードまたは URL より、重要事項のご説明・健康状態告知についてのご案内・団体総合生活補償保険サービスのご案内をご確認ください。
下記二次元コードまたは URL からご確認できない場合は取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。

重要事項のご説明	GN24-300732	https://aioinissaydowa-wpm.jp/gid/ds_j_GN24-300732.pdf
健康状態告知についてのご案内	GN24-300693	https://aioinissaydowa-wpm.jp/gid/ds_k_GN24-300693.pdf
団体総合生活補償保険サービスのご案内	GN25-300063	https://aioinissaydowa-wpm.jp/gid/ds_s_GN25-300063.pdf

お 問 合 わ せ 窓 口

保険商品・契約内容に関するお問合わせ

【取扱代理店】	MEIS 保険サービス株式会社 〒100-0005 東京都千代田区丸の内 2-1-1（明治安田生命ビル７階） TEL：03-5219-5526

引受保険会社の連絡・相談・苦情窓口

引受保険会社へのご相談・苦情がある場合

0120-101-060（無料）

- ●受付時間　平日 9：00 ～ 17：00
- ●土・日・祝日および年末年始は休業させていただきます。
- ●ご加入の団体名（三菱電機株式会社）をお知らせください。「加入者証」等をお持ちの場合、お手元にご用意ください。
- ●一部のご用件は営業店等からのご対応となります。

事故が起こった場合

遅滞なくご加入の取扱代理店または下記にご連絡ください。

あいおいニッセイ同和損保
あんしんサポートセンター **0120-985-024（無料）**

- ●受付時間　24 時間 365 日
- ●おかけ間違いにご注意ください。
- ●ＩＰ電話からは 0276-90-8852（有料）におかけください。

指定紛争解決機関

引受保険会社との間で問題を解決できない場合

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人　日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。
引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人　日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会そんぽADRセンター

［ナビダイヤル（全国共通・通話料有料）］ **0570-022-808**

- ●受付時間［平日 9:15 ～ 17:00（土・日・祝日および年末年始を除きます）］
- ●電話会社の通話料割引サービスや料金プランの無料通話は利用できません。
- ●携帯電話からも利用できます。
- ●電話リレーサービス、IP 電話からは 03-4332-5241 におかけください。
- ●おかけ間違いにご注意ください。
- ●詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
（https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html）

<引受保険会社>

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

東京企業営業第二部　営業第一課
〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台 4-6 御茶ノ水ソラシティ 15階
TEL：050-3460-1058　FAX：03-3258-6832

（2026年5月承認）A26-100313